

若狭町キッチンカー導入補助金募集要領

【募集について】

1 目的

キッチンカーを導入する事業者を支援することにより若狭町内におけるにぎわいを創出するとともに、発災時に町と協力し被災者へ食の提供を行う中小企業者を支援することで町の災害対応力向上を図る。

2 補助対象者

町内に事業所を有する中小企業者であって、下記の要件をすべて満たす者。

- ・導入後5年以上キッチンカーによる営業を継続する意思がある。
- ・町税または町の使用料に滞納が無い。
- ・保健所に対してキッチンカーによる移動販売に係る営業に必要な申請若しくは届出をしていること又はする予定があること。
- ・若狭町と災害時協力協定を締結し、災害時には被災者への食事の提供等について町と協力すること。また、若狭町に限らず、福井県内外の他市町の被災地への食事提供についても町と協力すること。
- ・災害対応車両登録制度に登録すること。
- ・若狭町が実施する防災訓練等に参加するなど、防災啓発活動に協力すること。
- ・若狭町の要請により、イベントへの出店に協力すること。
- ・導入するキッチンカーに「若狭町災害時協力車両」と印刷すること。
印刷サイズは、日本産業規格A3サイズより大きく印刷すること。

次の物は補助対象外とする。

- ・宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人。
- ・政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する「性風俗関連特殊営業」及び当該営業に係る「接客業務委託営業」を営む者。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団である民間事業者等又は同上第6号に規定する暴力団員が役員等に（会社等であるときは役員等、その他経営及び運営に実質的に関与しているものを言う。「以下「自己等」という。」である者。
- ・自己等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を

加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしている者。

- ・自己等が暴力団若しくは暴力団員に対して資金を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者。
- ・自己等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者。

定義) 民間事業者等・・・企業、法人その他の団体であって国及び地方公共団体以外の団体。

3 補助対象経費

区分	内容
車両購入費	キッチンカーとして事業の用に供する車両の購入費
車両改造費	キッチンカーとして事業の用に供する車両の改造費 (例) 設備設置のための車両改造費、ガス、水道、電気工事費、車両塗装費など
設備導入費 (車両に固定するもの)	車内で食品の調理、保管、販売等を行うために必要な機械装置・危惧備品の導入費用 (例) コンロ、シンク、冷蔵庫、給水タンク等の設備購入費、設置費用など

ただし、上記費用にかかる消費税等は、補助対象経費から除く。

一件当たり取得金額が10万円を下回る消耗品は、補助対象経費から除く。

4 補助率・補助金額

補助率 : 補助対象経費の2分の1以内の額 (1,000円未満端数切捨て)

補助上限額 : 150万円

補助件数 : 2台

5 事業は別に定める日までに交付申請した事業について、若狭町役場及び有識者等で構成する「若狭町キッチンカー導入補助金審査会」において厳正に審査し、採用が決定した事業について交付決定をする。

【事業スケジュール】

時期	手続等	
【応募・申請】 令和8年4月 受付開始 8月31日締切 9月末 10月上旬	①応募書類の提出 ②書類審査 ③審査会 ④交付決定	申請者⇒観光まちづくり課 ・応募書類を作成し、観光まちづくり課へ提出 観光まちづくり課 ・観光まちづくり課にて書類確認 審査会 ・若狭町キッチンカー導入補助金審査会にて事業内容を審査、採否決定 観光まちづくり課⇒申請者 ・審査会にて採択された事業者に交付決定
【事業実施】 10月上旬～ 令和9年1月 末	⑤事業実施 ⑥実績報告書提出	補助事業者 ・交付決定後事業実施 ・必要に応じて事業変更申請 補助事業者⇒観光まちづくり課
【実績報告・支払い】 ～令和9年 3月1日 3月末日まで	⑦完了検査 ⑧額の確定 ⑨補助金請求 ⑩補助金支払い	観光まちづくり課 書類検査、現場検査 観光まちづくり課⇒補助事業者 補助事業者⇒観光まちづくり課 観光まちづくり課⇒補助事業者

※総交付決定額が町予算に満たない場合、2次募集の場合有り。この場合、事業実施以降は同スケジュールとする。

【応募手続き】

1 応募書類

- ①交付申請書
- ②事業計画書
- ③事業収支予算書
- ④見積等対象経費が確認できる書類
- ⑤町税の滞納無しの証明書
- ⑥誓約書
- ⑦法人は登記事項証明書の写し、個人は確定申告書の写し
- ⑧その他事業を説明する資料

2 審査会

申請者は審査会にて、15分程度のプレゼンテーションを行う。その際に、キッチンカーで提供を計画している商品の試作品を審査員に提供する。

3 提出先・提出方法

提出先：若狭町役場観光まちづくり課

提出方法：提出書類を持参又は電子データで提出

kanmachi@town.fukui-wakasa.lg.jp

4 提出期限

令和8年8月31日（月）17時必着

【審査】

1 審査

応募書類について、観光まちづくり課にて書類確認を行う。

書類確認が出来た事業について「若狭町キッチンカー導入補助金審査会」において審査する。

2 審査方法

審査は、面接方式による。

申請事業者の説明を受けた後、質疑応答、試食を行い書類内容と合わせて採点方式により審査する。

申請事業者は、指定された審査日時に代表者等が出席すること。

審査時間：1事業者当たり15分以内（事業説明5分、質疑応答5分、試食5分）

3 審査のポイント

区分		審査の観点
総合評価	総合	補助金の趣旨に合致しているか
	経費の妥当性	補助対象経費が適正に見積もられているか
事業計画	事業内容の明確性	提供メニュー、サービス内容が具体的かつ明確か ターゲットは誰か ターゲットに向けた提供メニューか
	実現可能性	事業計画が現実的かつ達成可能か 必要な工程やトラブルを鑑み計画を立てているか
	収益委計画の妥当性	収支計画は現実的で、持続可能か
	運営体制	人員体制が明確で、事業達成可能か 事業が拡大する可能性があるか
地域貢献・社会的意義	地域活性化	地域経済の活性化につながるか 平常時の想定営業エリアはどのあたりか 地域イベントへの貢献はどうか
	観光振興	観光振興に寄与する事業となるか
	地域資源の活用	地元食材や特産品を積極的に活用するか
	災害への対応	災害時に町と協力して支援にあたることができる体制を取れるか 災害時の対応可能エリア 災害時の継続支援能力

独自性・新規性	競争優位性	他のキッチンカーや既存店舗との差別化のポイント
	革新性	新しいビジネスモデルとなるか メニューに独自性があるか